

知っていますか？
全浄連の浄化槽機能保証制度

三
校

あなたの家の浄化槽に
安心と信頼を
お届けします。

水のエコを考えています



浄化槽は、戸建て住宅などの建物ごとに設置され、
台所やトイレ等から排出される生活排水を
その場で処理する優れた能力を有する污水处理施設であり、
地域の水環境を保つために、重要な役割を果たしています。
浄化槽機能保証制度はその大きな支えとなっています。
浄化槽の工業者に保証登録のご相談ご確認を。

保証制度のメリット

- 浄化槽業界の負担で、あなたの住宅等の浄化槽が保証されます。
- あなたの浄化槽の工業者が保証登録しますと、万一、施工に起因した漏水、破損、変形等の機能異常が発生しても、全浄連に設けられた機能保証制度運営のための特定資産で対処しますので、安心です。
- 家庭、市町村、工業者等の信頼関係が高まります。

保証制度の仕組み

一般社団法人全国浄化槽団体連合会(略称「全浄連」)は、設置者に浄化槽の正常な機能を保証し、安心して使用していただくために、平成5年度から浄化槽機能保証制度を実施しています。

この制度は、全浄連に保証登録された浄化槽において、施工に起因した漏水、破損、変形等の機能異常が発生した場合には、全浄連が、その補修の費用をお支払いします。

保証の範囲

対象となる浄化槽～保証登録の浄化槽～

全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽(環境省国庫補助指針に適合したもの)で、全浄連傘下の各都道府県協会を通じて全浄連が保証登録を行った浄化槽が対象です。

保証の対象は浄化槽本体です。トイレ、台所等の排水設備と浄化槽本体の流入口を接続する配管設備(流入管きよ)、流出口と処理水の放流口を接続する配管設備(放流管きよ)、その付帯設備は含まれません。

対象となる機能異常～施工に起因した機能異常～

浄化槽の適正な普及を図るため浄化槽法が制定されています。法には、正常に機能しているかを判断するために検査(第7条・第11条)が規定されていますが、この検査で施工に起因した機能異常があると判定された保証登録浄化槽が対象です。

保証の期間は10年間

(平成25年10月1日以降の保証登録浄化槽)

保証期間は、使用開始の日から10年間です。但し、ブロウ及び散気管については、使用開始の日から1年間です。

保証の限度額

環境省循環型社会形成推進交付金浄化槽整備費の基準額の範囲内となります。